

新焼却施設設計・施工監理業務委託

仕様書

令和8年7月

松戸市 環境部 清掃施設整備課

第 1 章 総則

1. 委託概要

- (1) 委託名称 新焼却施設設計・施工監理業務委託
- (2) 委託場所 松戸市高柳新田37番地他
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和15年12月31日
- (4) 委託概要

本委託は、松戸市(以下、「本市」という)が発注する松戸市新焼却施設整備事業(以下、「本事業」という。)を実施するにあたり、設計及び施工の適正な履行を確保するため、専門的知見を有する受託者に設計・施工監理業務を委託し、本事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

2. 趣旨

本仕様書は、新焼却施設設計・施工監理業務委託契約書に係る「仕様書」であり、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。ただし、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の遂行に必要な事項は受託者の負担で実施するものとする。

なお、定めのない事項や本業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によるものとする。

3. 本事業概要

- (1) 施設名称 松戸市新焼却施設
- (2) 所在地 松戸市高柳新田37番地
- (3) 敷地面積 約 35,800 m²
- (4) 施設規模 402t／日(134t／日×3 炉)
- (5) 処理方式 ストーカ式焼却炉
- (6) 事業内容

機械設備工事、土木建築工事、旧施設及び多目的広場解体工事、土壤汚染調査、土壤汚染対策工事、事業用地に隣接する敷地内余熱利用施設解体工事、多目的広場整備、その他

4. 監理体制

重点監理	設備工事(機械・電気・計装・プラント)、土木工事、解体工事、 土壤汚染関連
常駐監理	建築工事

5.資料の貸与等

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、現在、本市が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、本市に提出し、業務完了と共に全て返却するものとする。

6.関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

7.秘密の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。これは本契約の終了後も同様とする。

8.中立性の保持

受託者は、本業務の遂行にあたり、中立性を保持するように努めなければならない。

9.契約が無効となる場合

- (1)著しく信義に反する行為を起こした場合
- (2)関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
- (3)会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難な状態に至った場合

10.業務の管理

受託者は、協議、打合せに際し、議事録を作成し本市に提出しなければならない。

11.提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1)業務着手時
 - ア.業務工程表
 - イ.管理技術者届

- ウ.業務計画書(組織図及び緊急連絡先を含む)
- エ.その他必要な書類(本市が指示するもの)
- (2)中間出来高検査時
 - ア. 年度の実施完了業務報告書
 - イ. その他必要な書類(本市が指示するもの)
- (3)業務完了時
 - ア. 業務完了届
 - イ. 業務内容に記した書類、資料の完成品(紙媒体及び電子データを含む)
 - ウ. その他必要な書類(本市が指示するもの)
- (4)打合せ記録簿
- (5)その他必要な書類(本市が指示するもの)

12.成果品

- (1)設計審査報告書 2部
- (2)施工監理業務日報及び月報報告書 2部
- (3)立会検査記録簿及び報告書 2部
- (4)工事監理立会写真帳 2部
- (5)業務目的物引渡書 2部
- (6)審査報告書及び指示書 2部
- (7)作業出面簿 2部
- (8)その他必要な書類(本市が指示するもの) 一式
- (9)上記に関する電子データ(CD-ROM等) 一式

13.その他

本業務が会計検査院等の検査対象となった場合は、アドバイスや関係資料の提出、検査立会などの支援を行うものとする。

第 2 章 一般項目

1.管理技術者等の配置と資格等の要件

業務の実施にあたっては、下記の管理技術者等を適切に配置した体制とし、必要に応じ、各担当技術者を補佐する担当者を配置すること。

(1)管理技術者(総括責任者)

ア.技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)で定める技術士(総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物・資源循環分野)の資格を有すること。

イ.平成25年4月以降にしゅん工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成)の設計建設の施工監理の完了実績を有する者であること。

ウ.公告日時点において参加申込者と直接かつ恒常的に 3 か月以上雇用関係にあること。

(2)土壌汚染担当技術者

ア.土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく技術管理者の資格を有するもの。

(3)解体工事担当技術者

ア.建築士法(昭和 25 年法律第202号)で定める一級建築士又は二級建築士のいずれかの資格を有すること。

イ.一般廃棄物焼却施設の解体の施工監理の実績を有すること。

(4)建築担当技術者

ア.建築士法で定める一級建築士の資格を有すること。

イ.一般廃棄物処理施設の設計建設の施工監理の実績を有すること。

(5)土木担当技術者

ア.技術士法で定める技術士(建設部門の土質及び基礎)又は建築士法で定める一級建築士又は一級土木施工管理技士のいずれかの資格を有すること。

イ.一般廃棄物処理施設の設計建設の施工監理の実績を有すること。

(6)建築機械設備担当技術者

ア.建築士法で定める建築設備士又は一級建築士又は建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に定める一級管工事施工管理技士のいずれかの資格を有すること。

イ.一般廃棄物処理施設の設計建設の施工監理の実績を有すること。

(7)建築電気設備担当技術者

ア.建築士法で定める建築設備士又は一級建築士又は建設業法に定める一級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有すること。

イ.一般廃棄物処理施設の設計建設の施工監理の実績を有すること。

(8)プラント担当技術者

ア.技術士法で定める技術士(衛生工学部門の廃棄物関係分野又は機械部門)の資格を有すること。

イ.ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の設計建設の施工監理の完了実績を有する者であること。

(9)電気・計装設備担当技術者

ア.電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に定める第二種以上の電気主任技術者又は建設業法に定める一級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有すること。

イ.ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の設計建設の施工監理の完了実績を有する者であること。

2.業務の基本原則

(1)設計監理の基本原則

ア.設計監理業務期間中は、原則1回／月の設計定例会議とし、必要に応じて打合せを実施するものとする。

イ.設計定例会議には、管理技術者又は協議内容に応じた担当技術者が出席すること。

ウ.設計事業者が提出する実施設計図書等については、予め、受託者による審査を行い、不備等がある場合には設計事業者に対して確認、必要な指示、明言を行うものとする、また、審査内容及び結果については本市に報告する。

(2)施工監理業務の基本原則

ア.施工監理業務期間中は、原則1回／月の工事定例会議とし、必要に応じて打合せを実施するものとする。

イ.工事定例会議には、管理技術者又は協議内容に応じた担当技術者が出席すること。

ウ.建設事業者が提出する施工承諾申請図書等については、予め、受託者による審査を行い、不備等がある場合には建設事業者に対して確認、必要な指示、明言を行うものとする、また、審査内容及び結果については本市に報告する。

3.その他

(1)本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても業務遂行上必要と認められるものについては実施するものとする。

- (2)工程について、日々作業状況を確認し、作業状況を把握するとともに、立会日等、設計・建設事業者と調整し、本市へ報告すること。
- (3)指示・報告は原則書面にて提出すること。
- (4)本業務の遂行上必要な関係機関等への申請、届出等の各種手続きについては原則として、受託者が行うものとする。また、それらに係る費用は、原則として、受託者が負担する。
- (5)現場及び工場等で、受託者が行う立会及び検査に要する旅費は、全て受託者が負担すること。

第3章 業務内容

1. 基本的事項

本事業は、交付金の対象事業であることから、交付金事業に係るごみ処理施設の性能指針等に適合するように留意するものとする。

2. 設計監理業務

(1) 実施設計図書等の審査及び報告

ア. 設計事業者等が作成した実施設計図書等が、入札説明書、要求水準書及び設計・建設事業者からの提案書(以下、「入札書類等」という。)の内容を確実に反映し、かつ関係する法令等を遵守したものであるかについて審査し、必要に応じて設計事業者等に対して改善等の指導を行う。具体的な審査方法等は、監督職員、設計事業者等との協議を経て決定する。

イ. アの審査の結果、適合しないと認められる場合には、入札書類等の内容に適合するために必要な措置についてとりまとめ、監督職員に報告する。

ウ. イの結果、設計事業者等が実施設計図書等を再度作成し、提出した場合においてもア、イの規定を準用する。

(2) 設計定例会議

受託者は原則1回／月、本市、受託者、設計事業者等の三者で設計定例会議を開催する。

3. 施工監理業務

(1) 施工承諾申請図書等の審査及び報告

ア. 実施設計図書等に基づき、建設事業者等が作成し、提出する施工承諾申請図書等について、その内容が実施設計図書に適合しているか審査し、必要に応じて建設事業者等に対して改善等の指導を行う。具体的な審査方法等は、本市、設計事業者との協議を経て決定する。

イ. アの審査の結果、適合しないと認められる場合には、実施設計図書等の内容に適合するために必要な措置についてとりまとめ、本市に報告する。

ウ. イの結果、建設事業者等が施工承諾申請図書を再度作成し、提出した場合においてもア、イの規定を準用する。

(2) 工程表の審査及び報告

ア. 建設事業者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び実施設計図書等及び施工承諾申請図書等に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて審査し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を本市に報告する。

イ.アの審査の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、建設事業者等に対する修正を求めその他必要な措置について取りまとめ、本市に報告する。

ウ.イの結果、建設事業者等が工程表を再度作成し、提出した場合においてもア、イの規定を準用する。

(3) 施工計画の審査及び報告

ア.建設事業者等が提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工事請負契約に定められた工期、実施設計図書等及び施工承諾申請図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて審査し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を本市に報告する。

イ.アの審査の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、建設事業者等に対する修正を求めその他必要な措置について取りまとめ、本市に報告する。

ウ.イの結果、建設事業者等が施工計画を再度作成し、提出した場合においてもア、イの規定を準用する。

(4) 工事材料、設備機器等の審査及び報告

ア.実施設計図書等及び施工承諾申請図書等に基づき、建設事業者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等及びそれらの見本に関し、建設事業者等に対して事前に指示すべき内容を本市に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が実施設計図書等及び施工承諾申請図書の内容に適合しているかについて審査し、適合していると認められる場合にはその旨を本市に報告する。

イ.アの審査の結果、適合しないと認められる場合には、実施設計図書等の内容に適合するために必要な措置についてとりまとめ、本市に報告する。

ウ.イの結果、建設事業者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合においてもア、イの規定を準用する。

(5) 立会検査

ア.建設事業者等が行う工事が実施設計図書等及び施工承諾申請図書の内容に適合しているかについて立会検査を行い、内容、結果を本市に報告する。

イ.工事が実施設計図書等及び施工承諾申請図書等のとおりに実施されていると認められる場合には、本市にその旨を報告する。

ウ.工事が実施設計図書等及び施工承諾申請図書等のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合、又は本市から適合していない箇所を示した場合には、実施設計図書等及び施工承諾申請図書等に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、本市に報告する。

工.建設事業者等が必要な修補を行った場合は、その方法が実施設計図書等及び施工承諾申請図書等に定められた品質を確保するために適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を本市に報告する。

オ.工の結果、適切と認められない場合に再修補等を実施する場合においてもイ、ウ、オの規定を準用する。

(6)竣工図書等の審査及び報告

工事と実施設計図書等及び施工承諾申請図書との照合及び確認をすべて終えた後、竣工図書等について審査し、本市へ報告する。

(7)関係機関の検査の立会

法令等に基づく関係機関の検査に立ち会い、その指摘事項等について、建設事業者等が作成し、提出する検査記録等に基づき本市に報告する。

(8)工場立会検査

受託者は、本市が指定する製品について工場検査に立ち会い、その内容、結果を報告する。

(9)試運転・引渡性能試験

受託者は試運転及び予備性能試験、引渡性能試験等に先立ち、建設事業者等が提出した試運転要領書、予備性能試験要領書、引渡性能試験要領書等を審査するとともに、それらの試験に立ち会うものとする。

(10)出来高検査

受託者は、竣工に際し、出来高検査を行う。なお、出来高検査は年度毎の竣工及び必要により中間出来高検査を行う。

(11)工事定例会議

受託者は原則1回／月、本市、受託者、工事事業者等の三者で工事定例会議を開催する。

4.その他業務

(1)交付金申請支援業務

建設事業者等が作成した循環型社会形成推進交付金の申請に係る書類の審査を行う。また、申請に係る説明資料作成等の支援を行う。

(2)運営マニュアル等の審査

運営事業者が作成するマニュアルに加え、これに付随する運営体制、各種計画書、報告書の様式等を確認し、入札書類等の内容と適合しているか審査する。

(3)その他必要な支援

本業務の実施に当たり、他に必要と思われる事項について支援を行う。

第4章 業務分担

本市と受託者の業務分担は、次表を基本とする。

業務区分	受託者			本市			
	立会及び作成	審査	報告	立会	協議	承諾又は確認手続	手続
工事請負関係書類		○	○		○	○	○
施工工程表審査		○	○		○	○	
施工監理日誌	○	○	○			○	
打合せ議事録(設計・工事)		○	○			○	
実施設計図書審査		○	○			○	
交付金交付申請書審査		○	○			○	○
計画通知審査(建築基準法)		○	○			○	○
関係官公署申請届出等審査		○	○			○	○
施工図及び承諾図審査		○	○			○	
材料検査簿		○	○			○	
材料照査	○	○	○	○	○	○	
材料検査	○	○	○	○	○	○	
品質管理調書		○	○			○	
品質管理試験	○		○			○	
工場検査要領書審査		○	○			○	
工場検査	○	○	○	○	○	○	
工場検査報告書審査		○	○			○	
工事立会	○		○		○	○	
工事検査・試験報告書		○	○			○	
設計変更等の報告		○	○		○	○	
出来形・出来高検査	○	○	○		○	○	○
緊急処理	○	○	○		○	○	○
解体材、発生材等の処理		○	○		○	○	
性能試験要領書審査		○	○			○	
性能試験立会	○		○		○	○	
性能試験報告書		○	○			○	
取扱説明書審査		○	○			○	
試運転報告書審査		○	○			○	
工事目的物の損害等	○	○	○		○	○	
実績報告書審査		○	○		○	○	
竣工図書審査		○	○		○	○	
運営マニュアル審査		○	○			○	
その他必要業務	本市、受託者の協議による						

立会及び作成	立会及び作成とは、工事が承諾された図書の内容のとおり施工されているか否かを立ち合いにより確認し、書類を作成することをいう。
審査	審査とは、本市の承諾、確認、手続を必要とする事項について、予め設計図書等と照合し、内容の適否を確認することをいう。
報告	報告とは、立会及び作成を行った件及び審査を行った件について、受託者が本市に対して、書面により報告を行うことをいう。
立会	立会とは、重要な検査等において、建設事業者又は受託者からの求めに応じて本市が立会による確認をすることをいう。
協議	協議とは、書面により協議事項について合議することをいう。
確認	確認とは、受託者が審査、報告した件及び本市、受託者が立会及び作成した件に対し確認することをいう。
手続	手続とは、受託者及び本市が作成、確認した書類のうち、必要なものについてその手続を行うことをいう。